

近畿圏の新たな高速道路料金について

西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社は、高速道路の通行料金の変更について、道路整備特別措置法第3条に基づき、平成29年3月31日に国土交通大臣の事業許可を受けましたので、お知らせします。

これまで整備の経緯の違い等から料金水準や車種区分等が異なっていた近畿圏の高速道路（阪神高速（京都線は除きます）、第二京阪道路、西名阪道、近畿道、阪和道、京滋バイパス）の料金体系について、対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ平成29年6月3日（土）午前0時から移行します。

なお、新料金導入までの間は、現行料金を継続します。

<新料金の概要>

① 対距離制を基本とした料金体系の整理・統一とネットワーク整備

「料金水準」：阪神高速は、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入しますが、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定します。

NEXCO 西日本の路線の料金水準についても、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入します。

「車種区分」：5車種区分に統一します。

（激変緩和措置）

- ・阪神高速や近畿道・阪和道などについては、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、上限料金などを設定します。

② 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえて、高速道路会社で一元的に管理（南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路は平成30年4月1日に、阪神高速京都線（油小路線及び斜久世橋）は平成31年4月1日にNEXCO西日本へ移管）を行います。

大阪及び神戸都心部への流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、ETC車について、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定します。

<現金でご利用のお客様へ車載器購入助成キャンペーンの実施>

新たな料金体系への移行にあたり、現金でご利用のお客様向けの車載器購入助成キャンペーンとして「近畿圏ETCキャンペーン（阪神高速・NEXCO西日本）」を実施します。

(添付資料)

- ・「近畿圏の新たな高速道路料金」について
- ・現金でご利用のお客様へのキャンペーン（「近畿圏 ETC キャンペーン」）について

<関連リンク>

[近畿圏の新たな高速道路料金について]

西日本高速道路株式会社 <http://www.w-nexco.co.jp/seamless/>

(新料金の検索サイト <http://search2.w-nexco.co.jp/>)

阪神高速道路株式会社 <http://www.hanshin-exp.co.jp/taikyori/concept.html>

(新料金の検索サイト <http://search.hanshin-exp.co.jp/nt/>)

[近畿圏 ETC キャンペーンに関すること]

キャンペーンサイト <http://kinkiken-etc2.hankou-serv.jp>

お問い合わせ先

阪神高速道路管内の料金に関すること

阪神高速道路株式会社対距離料金特設ダイヤル

TEL : 0120-63-1484 (050-3786-5684) (24 時間) (平成 29 年 9 月 30 日 24 : 00 まで開設)

(阪神高速お客さまセンターでもお受けいたします)

TEL : 06-6576-1484 平日 8:30~19:00、土日祝および年末年始 9:00~18:00)

「近畿圏の新たな高速道路料金」について

(目次)

近畿圏内の新たな高速道路料金の全体概要	
近畿圏の新たな高速道路料金の概要	4
近畿圏内の料金水準の整理・統一	5
近畿圏内の高速道路ネットワーク整備	6
阪神高速の料金設定	7
近畿圏の高速道路の車種区分の整理・統一	8
各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)	
阪神高速(阪神圏)の料金について	10
阪神高速(阪神圏)・NEXCOの割引について	11
阪神高速(阪神圏)の割引について	13
阪神高速(阪神圏)の料金具体例について	16
第二京阪道路の料金について	19
西名阪道の料金について	20
近畿道・阪和道(長原～岸和田和泉)の料金について	21
京滋バイパスの料金について	22
近畿道・阪和道等の料金について	23
参考資料	
(参考)近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統一等	25
(参考)南阪奈有料道路・南阪奈道路の料金について	26
(参考)堺泉北有料道路の料金について	27
(参考)阪神高速京都線の料金について	28
(参考)南阪奈道路・堺泉北有料道路の料金について	29

近畿圏の新たな高速道路料金の全体概要

(注1)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2)料金例について、「現行」は現行料金である。

近畿圏の新たな高速道路料金の概要

料金の賢い3原則(高速道路を賢く使う上で共通の理念)

- ① 利用度合いに応じた公平な料金体系
- ② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系
- ③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

平成29年6月以降の料金の概要

(1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一する。 ※必要に応じて激変緩和措置を実施
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定する。

(2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社での一元的管理を行う。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する。

近畿圏内の料金水準の整理・統一

均一料金区間等

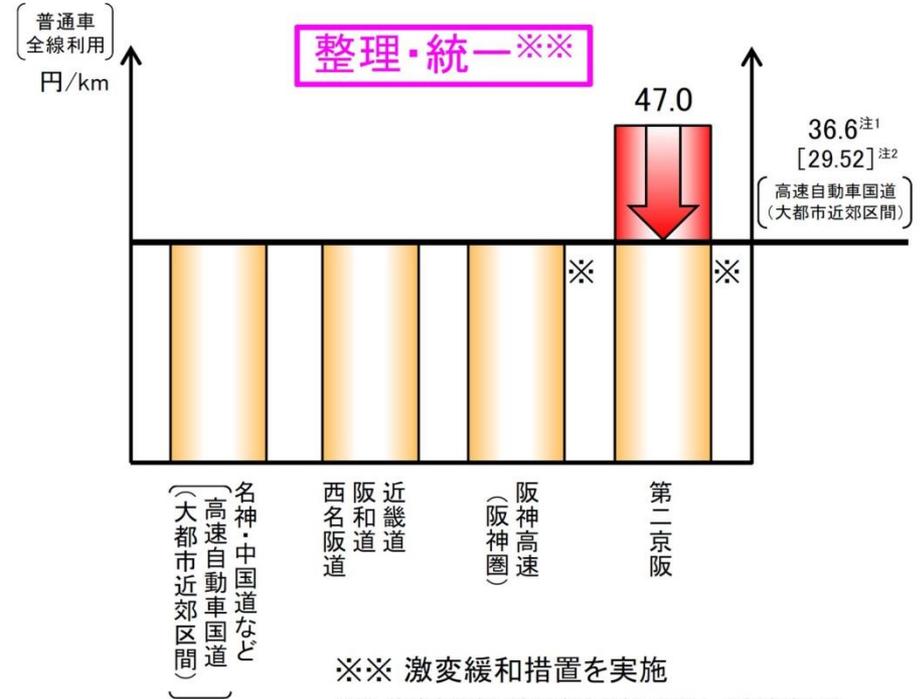
阪神高速(阪神圏)
 <510円~930円>
 (6km毎に約100円増)

近畿道(吹田~松原)(28.4km)
 阪和道(松原~岸和田和泉)(22.6km)
 <510円×2区間>

西名阪道(天理~松原)(27.2km)
 <410円×2区間>

など

対距離化**



** 激変緩和措置を実施

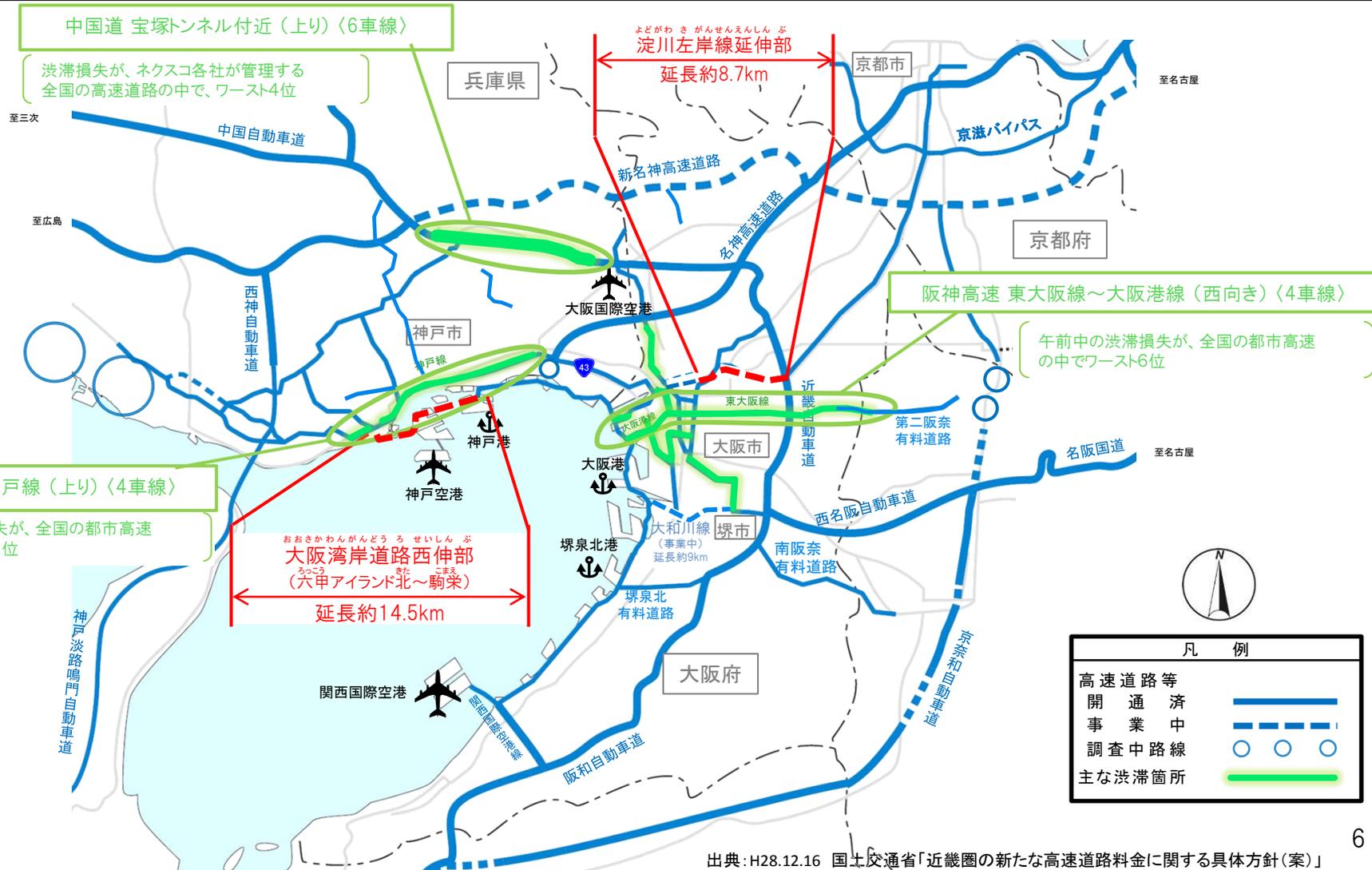
注1) 高速自動車国道(大都市近郊区間)は、名神高速の例

注2) 消費税及びターミナルチャージを除いた場合の料金水準

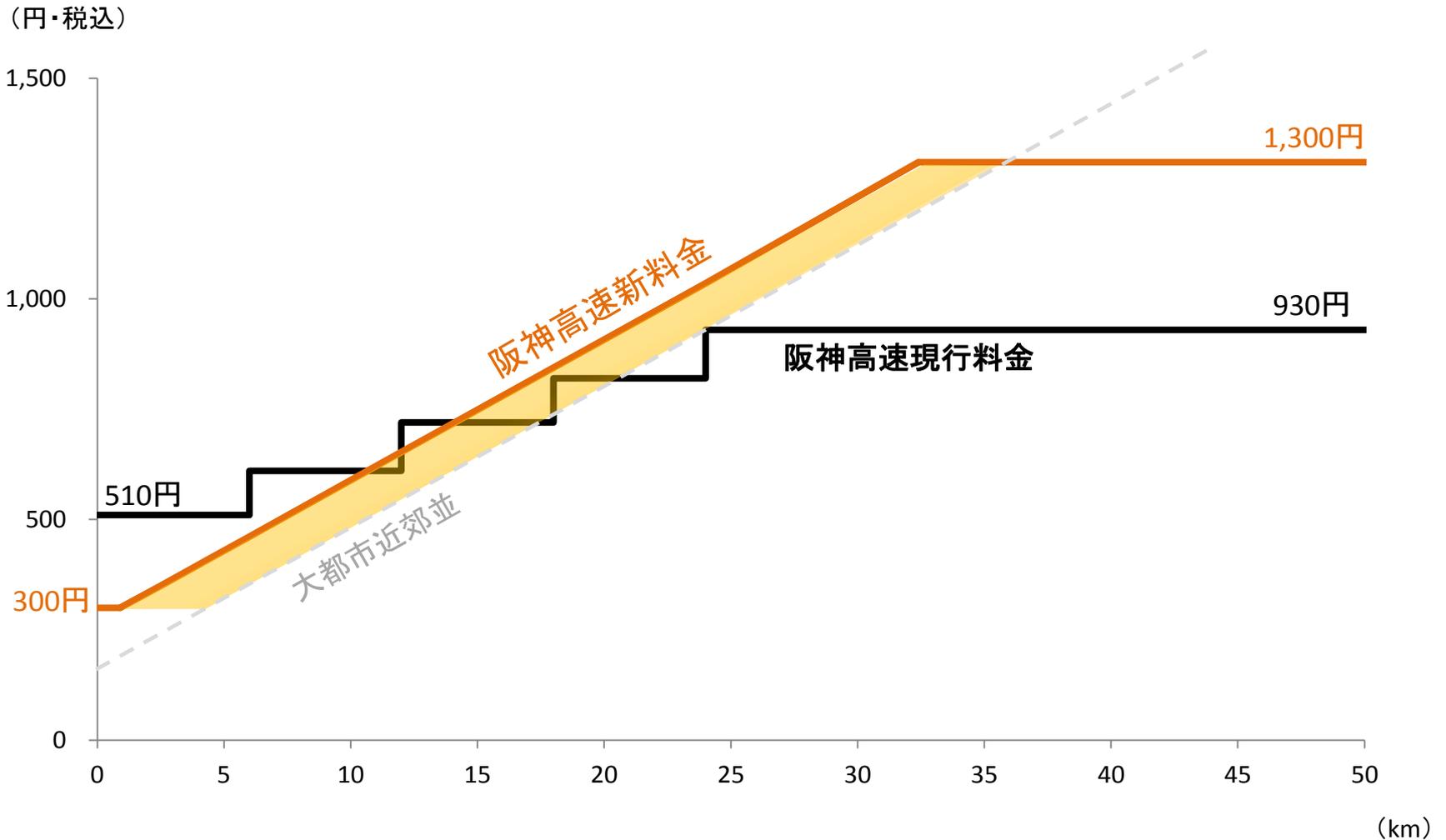
※ 淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保のため、関係自治体の提案を踏まえ、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定

近畿圏内の高速道路ネットワーク整備

- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、必要な料金を設定
- 利用者の追加的な負担の軽減の観点から、様々な工夫(出資金の償還時期の見直しや料金徴収期限までの追加的な料金負担分の活用等)を実施



阪神高速の料金設定



(注1) 阪神高速(阪神圏)の料金(普通車) [(250+29.52L) × 1.08]

(注2) 普通車以外の車種の上限及び下限料金については首都高料金での設定額と原則同額

(注3) 利用距離が4.3km以下(1区間利用に限る)であれば下限料金で利用できる措置を行う

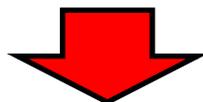
(注4) 非ETC車は、最大料金(普通車: 1,300円)を適用。ただし、放射路線の下り方面の利用については、入口から利用できる最大限の距離料金を適用

近畿圏の高速道路の車種区分の整理・統一

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
2車種	阪神高速	1.0			2.0	
3車種	南阪奈道路 堺泉北有料道路	1.0			1.5	3.5
5車種	その他	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注) 近畿道、阪和道、西名阪道は4車種



5車種区分に整理・統一 (注)

【車種間比率】

	対象路線	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
5車種	全路線	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注) 阪神高速については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07、特大車2.14とする

(注) 近畿道・阪和道については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07とする

(注) 堺泉北有料道路については段階的に実施することとし、平成33年度までは中型車1.07、大型車1.55とする

各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)

(注1)本項目に記載する通行料金については、特段記載のない限り普通車の通行料金(消費税8%)を記載している。

(注2)料金例について、「現行」は現行料金、「新料金(対距離)」のうち、阪神高速、第二京阪道路は $(250+29.52L) \times 1.08$ 、西名阪道、近畿道、阪和道、京滋バイパスは高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準で統一した料金である。

阪神高速(阪神圏)の料金について

○新たな料金の概要

【ETC車】

6kmごとの営業距離に応じて決定していた基本料金を、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入。

ただし、物流への影響や非ETC車の大幅な負担増や、短距離利用の車の負担減による渋滞が起きないように、当面、上下限料金を設定。

ETC車 (単位:円)					
車種	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
下限料金	270	300	310	390	460
上限料金	1,070	1,300	1,380	2,040	2,600

※料金額は0.1km毎の距離に応じて、10円単位となります。

平成29年(2017年)6月3日から平成34年(2022年)3月31日までの料金額です。

【現金車】

現金でご利用のお客さまは、阪神高速(阪神圏)に入って初めに通行する料金所で【表1】の車種区分に応じた料金をお支払いいただくと、阪神高速(阪神圏)全線を利用可能。

ただし、【表2】に記載の料金所においては、同表の料金で利用可能。

【表1】

現金車 (単位:円)					
車種	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	1,070	1,300	1,380	2,040	2,600

【表2】

現金車料金が表1とならない料金所 (単位:円)						
路線	料金所	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
池田線 11	神田 入口・出口	350	370	380	440	490
	豊中(南(北行) 入口	550	620	650	850	1,020
	豊中(合併・北行) 入口	580	660	690	910	1,100
	福島 入口	750	880	920	1,270	1,570
	中之島 入口	790	910	960	1,330	1,650
守口線 12	扇町 入口	520	580	600	790	940
東大阪線 13	東大阪荒本 入口	360	380	390	460	520
	東大阪荒本(西行) 出口	360	380	390	460	520
	東大阪第一(合併) 出口	360	380	390	460	520
	東大阪第二(合併) 出口	360	380	390	460	520
	森之宮 入口	520	580	600	790	940
松原線 14	平野 入口	400	440	450	540	620
	文の里 入口	500	550	570	740	880
西大阪線 17	津守 入口	1,070	1,300	1,380	2,010	2,530
	大正西 入口・出口	※ 210	※ 210	※ 210	※ 390	※ 410
	北津守 入口・出口	※ 210	※ 210	※ 210	※ 410	※ 410
神戸線 3	湊川(西行) 入口	360	380	390	450	510
	柳原(西行) 入口	1,070	1,300	1,380	2,040	2,560
湾岸線 4	貝塚(南行) 入口	400	430	440	530	610
	岸和田南(南行) 入口	460	510	530	660	780
	岸和田北(南行) 入口	570	650	680	900	1,080
	泉大津 本線	700	810	850	1,160	1,420
	泉大津(南行) 出口	700	810	850	1,160	1,420
	高石 入口	750	870	910	1,250	1,550
	石津 入口	840	980	1,030	1,440	1,780
	大浜(南行) 入口	910	1,070	1,120	1,590	1,980
	南港南 入口	1,040	1,230	1,300	1,850	2,320
大和川線 6	三宅西 入口・出口	330	340	350	390	460
北神戸線 7	前開(西行) 入口	390	420	430	520	600
	前開(東行) 出口	390	420	430	520	600
	布施畑西 入口	460	500	520	650	770
	からと東 入口	450	500	520	650	760
	西宮山口南(東行) 入口	330	350	360	400	460
神戸山手線 31	神戸長田 入口	1,030	1,220	1,290	1,840	2,310
新神戸トンネル 32	新神戸箕谷 入口・出口	490	540	560	720	850

※西大阪線端末区間割引適用料金

●新神戸トンネルのみ軽車両等(第二種原動機付自転車:50CC超~125CC以下)も通行可能です(現金支払のみ50円)。

阪神高速(阪神圏)・NEXCOの割引について

大阪都心流入割引

ETC車対象

大阪都心部発着の場合、放射高速道路(第二京阪道路、第二阪奈道路、西名阪道、南阪奈有料道路等)との間で、阪神高速の守口線、東大阪線、松原線のうちどのルートを選んでも、起点・終点間の最安料金と同一に。



○放射高速道路の対象出入口

①第二京阪道路

巨椋池、久御山南、京田辺松井、枚方学研、
交野南、寝屋川南
久御山JCT(※2)、八幡京田辺JCT(※2)

②第二阪奈有料道路

宝来、中町、沓分

阪神高速東大阪線

水走、中野

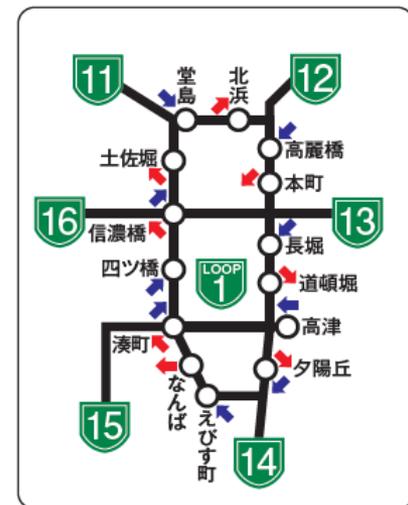
③西名阪道

天理、郡山、郡山下ツ道JCT、大和まほろばスマート、
法隆寺、香芝、柏原、藤井寺

④南阪奈有料道路・南阪奈道路

葛城、太子、羽曳野東、羽曳野、美原東

○大阪都心部の対象出入口



※割引を実施する期間:平成44年(2032年)3月31日まで

※2 ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過利用する交通も割引の対象となります。(ただし、阪神高速京都線からの流入・流出は対象外)

阪神高速(阪神圏)の割引について

神戸都心流入割引

ETC車対象

明石方面と神戸都心部間の通行に、北神戸線や神戸山手線、新神戸トンネルを利用しても、第二神明道路と阪神高速 神戸線を利用した場合と同じ料金で通行可能。



○対象出入口

〈北神戸線〉

伊川谷JCT、永井谷、前開、布施畑JCT、布施畑東

〈神戸山手線、神戸線、新神戸トンネル〉

生田川、京橋、柳原、神戸長田、国道2号、二宮・神若、新神戸駅

神戸都心流入割引の具体例 : 第二神明(伊川谷JCT) ⇄ 阪神高速 生田川・国道2号



●ETC普通車の場合

北神戸線・新神戸トンネル経由(26.7km)

新料金 **1,120円**

北神戸線・神戸山手線経由(25.3km)

新料金 **1,080円**

第二神明道路・神戸線経由(22.5km)

新料金 **800円**

経路に関係なく

800円

※割引を実施する期間:平成44年(2032年)3月31日まで

阪神高速(阪神圏)の割引について

環境ロードプライシング割引

ETC車対象

国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のため、普通車と比べ環境負荷が特に高い大型車を中心に5号湾岸線利用料金の割引を実施。

対象車

特大型車



大型車



中型車



ETCコーポレートカード
ご利用限定
※中型車については、所定の事前登録が必要です。
詳しくはホームページをご覧ください。

●割引エリアと割引内容



- 1のエリア 30%原則割引
- 2のエリア 15%割引
- 3のエリア 10%割引

一通行において以下のいずれかの項目が当てはまる場合、割引は適用されません。
 ●六甲アイランド北～天保山までの間、または淀川左岸舞洲～大開までの間を通行しない場合
 ●鳴尾浜～湾岸舞洲区間、または淀川左岸線の各出入口を発着し、かつ天保山を越えてご利用になる場合
 ●3号神戸線摩耶出入口～西長堀出入口までの間、またはその一部を通行した場合

	特大型車	大型車	中型車
30%割引	1,820円 上限	1,430円 上限	970円 上限
15%割引	2,210円 上限	1,730円 上限	1,170円 上限
10%割引	2,340円 上限	1,840円 上限	1,240円 上限

大口・多頻度割引

ETC車対象

NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本の3社があらかじめ定める要件を満たし、ETCコーポレートカードご利用の承認を受けられた方で、下記条件を満たす場合に適用。

なお、ETCコーポレートカードご利用の方であれば、阪神高速に対する申込手続は不要。

多頻度割引(車両単位割引)

月間利用額(車両単位)	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超 ～10,000円以下の部分	10%
10,000円超 ～30,000円以下の部分	15%
30,000円超の部分	20%

大口割引(契約単位割引)

特定範囲内のみ利用の場合の月間利用額(車両単位)*	拡充割引率	大口割引対象	割引率
10,000円超の部分	5%	大口の契約者利用額に対し	10%

月間利用額が100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合

最大割引率 約35%

・平成44年(2032年)3月31日までの割引内容

※特定範囲(割引率5%拡充)については新料金導入(平成29年6月3日)より前倒して、平成29年6月1日から導入。

【※特定範囲(割引率5%拡充)】



阪神高速(阪神圏)の割引について

短距離区間利用割引

ETC車対象

1区間かつ営業距離が4.3km以下でご利用の場合、各車種の下限料金を適用。また往復で1区間の対象区間が異なる場合、一方の区間が1区間とならない場合も割引を適用。

【割引後の額】

車種区分	割引後の額
軽・二輪	270円
普通車	300円
中型車	310円
大型車	390円
特大車	460円

【対象経路の例】



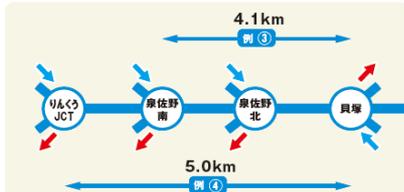
例① 尼崎末広 ↔ 鳴尾浜
 ○ 適用 ▶ 300円 (普通車の場合)
 両方向に1区間があり、かつ4.3km以下のため。

例② 尼崎東海岸 ↔ 鳴尾浜
 ✕ 適用不可 ▶ 370円 (普通車の場合)
 4.3km以下ではあるが、1区間ではないため。



例③ 貝塚(南行) ↔ 泉佐野南
 ○ 適用 ▶ 400円 → 300円 (普通車の場合)
 片方向に1区間があり、かつ4.3km以下のため。

例④ 貝塚(南行) ↔ りんくう
 ✕ 適用不可 ▶ 430円 (普通車の場合)
 片方向1区間があるが、4.3km超のため。



【凡例】
 入口 → 出口 →

西大阪線端末区間割引

ETC車・現金車対象

対象



【割引後の額】

車種	割引後料金(22時~6時)		割引後料金(6~22時)	
	ETC車	現金車	ETC車	現金車
軽・二輪				
普通車	100円	210円	210円	
中型車				
大型車	210円	410円	410円	
特大車				

池田線時間帯割引

ETC車対象

池田線の池田木部~神田間のみをご利用いただく場合に適用。
 (平日6~9時/17~20時:ETC車のみ)

対象



【割引後の額】

車種	割引後料金 (平日6~9時/17~20時)	通常料金* (平日9~17時/20~6時)(土曜・休日)
	軽・二輪	
普通車	150円	300円
中型車		310円
大型車	310円	390円
特大車		460円

阪神高速(阪神圏)の料金具体例について

加島⇒環状線(北浜) (6.2km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
610円 <930円>	470円		470円 <1,300円>

守口⇒環状線(本町) (11.0km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
610円 <930円>	620円		620円 <1,300円>

長田⇒環状線(道頓堀) (8.2km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
610円 <930円>	530円		530円 <1,300円>

大堀⇒環状線(なんば) (12.1km)

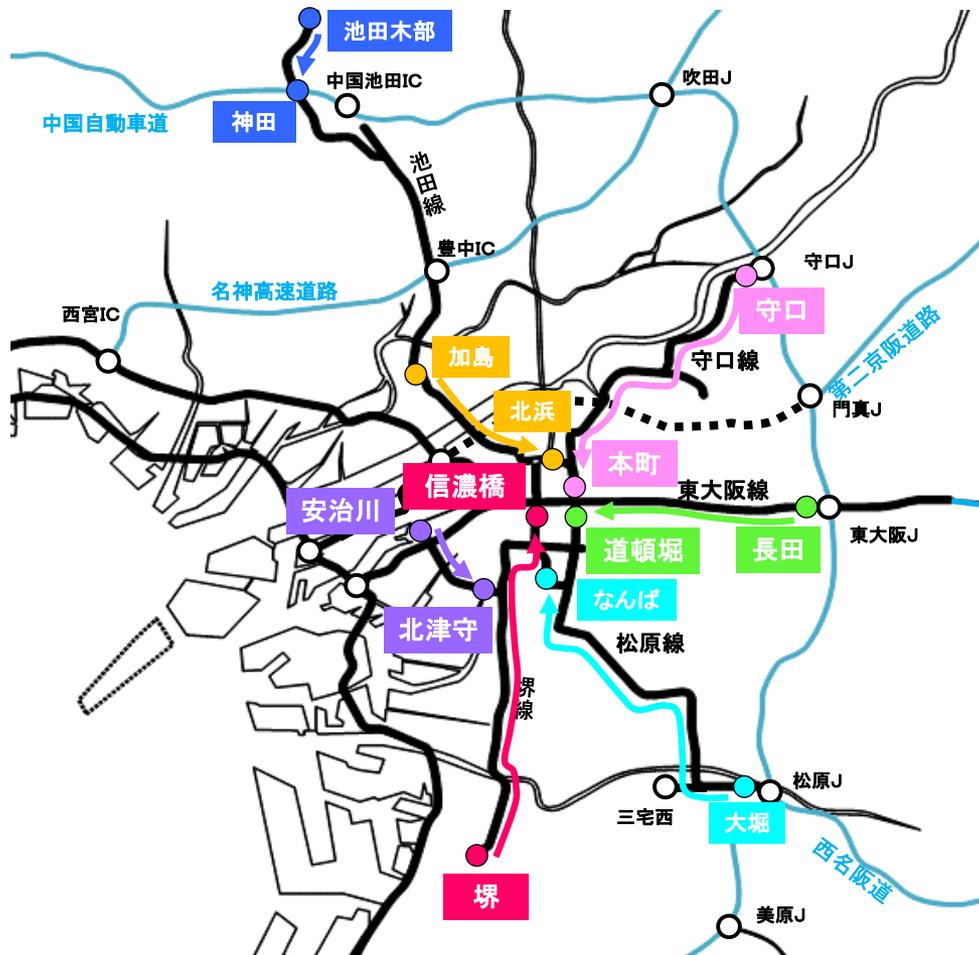
現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
720円 <930円>	660円		660円 <1,300円>

堺(国道26号)⇒環状線(信濃橋) (13.8km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
720円 <930円>	710円		710円 <1,300円>

安治川(国道43号)⇒北津守 (3.1km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
510円 (割引適用後 ^{※1} 210円) (割引適用後 ^{※2} 100円) <210円>	370円		370円 (割引適用後 ^{※1} 210円) (割引適用後 ^{※2} 100円) <210円>



池田木部⇒神田 (3.2km)

現行	新料金 (対距離)	⇒	新料金 (激変緩和後)
510円 (割引適用後 ^{※1} 310円) (割引適用後 ^{※2} 150円) <310円>	370円		300円 (割引適用後 ^{※2} 150円) <370円>

※1 端末区間割引(池田線)
※2 時間帯割引

※1 端末区間割引(西大阪線)

※2 時間帯割引

注) 料金はETC車(普通車)の場合

注) <>内は非ETC車(普通車)

注) 端末区間割引(池田線)は、新たな料金の導入まで措置

阪神高速(阪神圏)の料金具体例について

柳原⇒生田川 (4.6km)

現行	新料金 (対距離)
510円	420円



新料金 (激変緩和後)
420円

<930円>

<1,300円>

月見山(第二神明接続部)⇒生田川 (10.0km)

現行	新料金 (対距離)
610円 (割引後※510円)	590円



新料金 (激変緩和後)
590円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

西宮IC⇒生田川 (15.1km)

現行	新料金 (対距離)
720円 (割引後※ 610円)	750円



新料金 (激変緩和後)
750円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

西宮山口JCT⇒国道2号 (22.6km)

現行	新料金 (対距離)
820円 (割引後※ 720円)	990円



新料金 (激変緩和後)
990円

<930円>

※ 西線内々割引

<1,300円>

からと西⇒国道2号 (12.9km)

現行	新料金 (対距離)
720円 (割引後※ 610円)	680円



新料金 (激変緩和後)
680円

<930円>

※ 西線内々割引

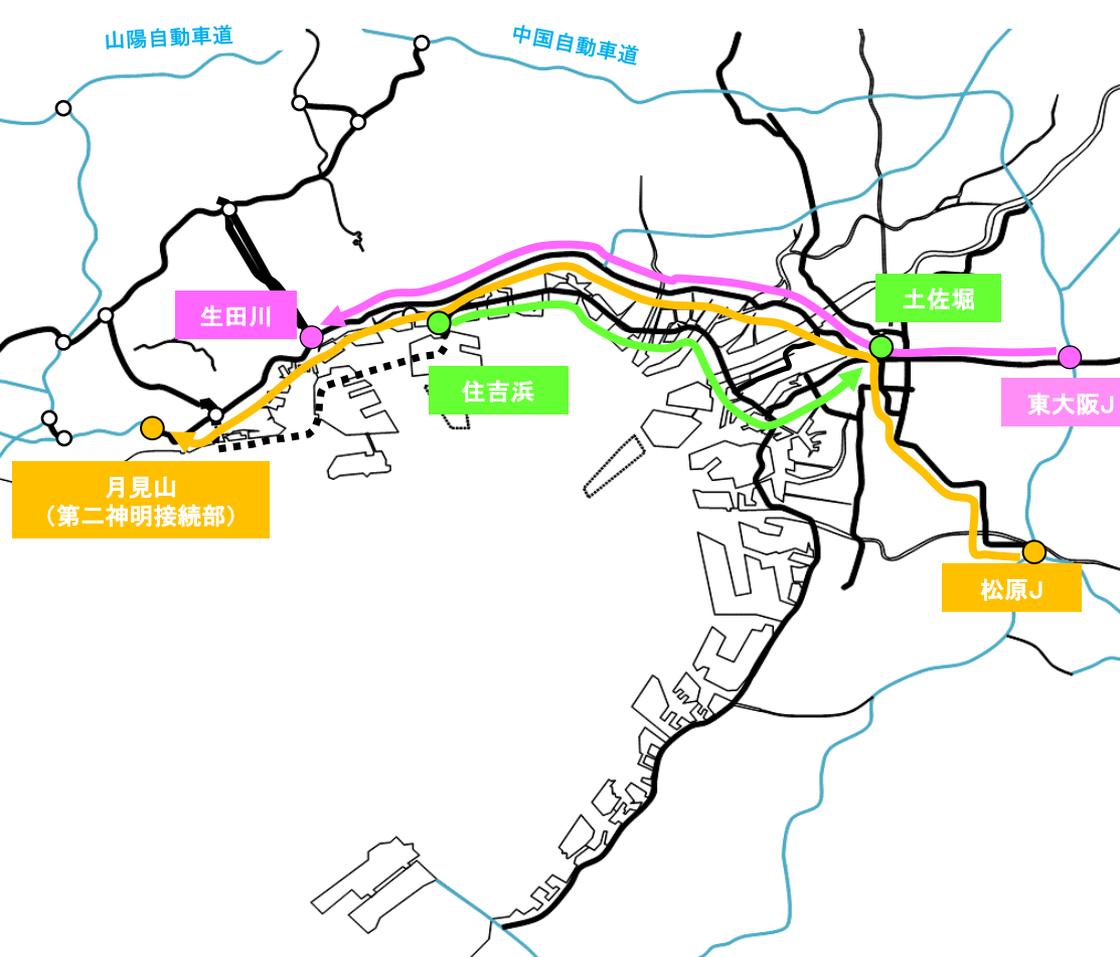
<1,300円>



※料金はETC車(普通車)の場合

※<>内は非ETC車(普通車)

阪神高速(阪神圏)の料金具体例について



松原JCT⇒月見山(第二神明接続部) (56.4km)		
現行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
930円	2,070円	1,300円
<930円>		<1,300円>

東大阪JCT⇒生田川 (39.7km)		
現行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
930円	1,540円	1,300円
<930円>		<1,300円>

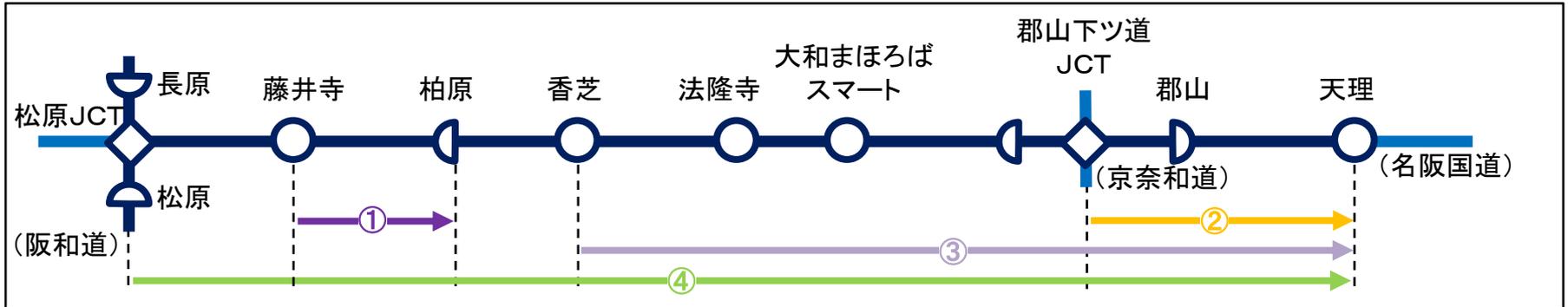
住吉浜⇒環状線(土佐堀) (26.5km)		
現行	新料金 (対距離)	新料金 (激変緩和後)
930円	1,110円	1,110円
<930円>		<1,300円>

※料金はETC車(普通車)の場合

※<>内は非ETC車(普通車)

西名阪道の料金について

○現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準とし、東側区間と西側区間の均一料金制を廃止し、両区間を一体とした対距離制へと移行する。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金を上限とする。



① 藤井寺→柏原 (5.1km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円	320円 (▲90円)	320円 <410円>

② 郡山下ツ道JCT→天理 (3.2km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円 260円(注)	260円 (0円)	260円 <410円>

(注)西名阪道特定区間利用割引適用

③ 香芝→天理 (14.6km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
410円	630円 (+220円)	410円 <410円>

④ 松原JCT→天理 (27.2km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

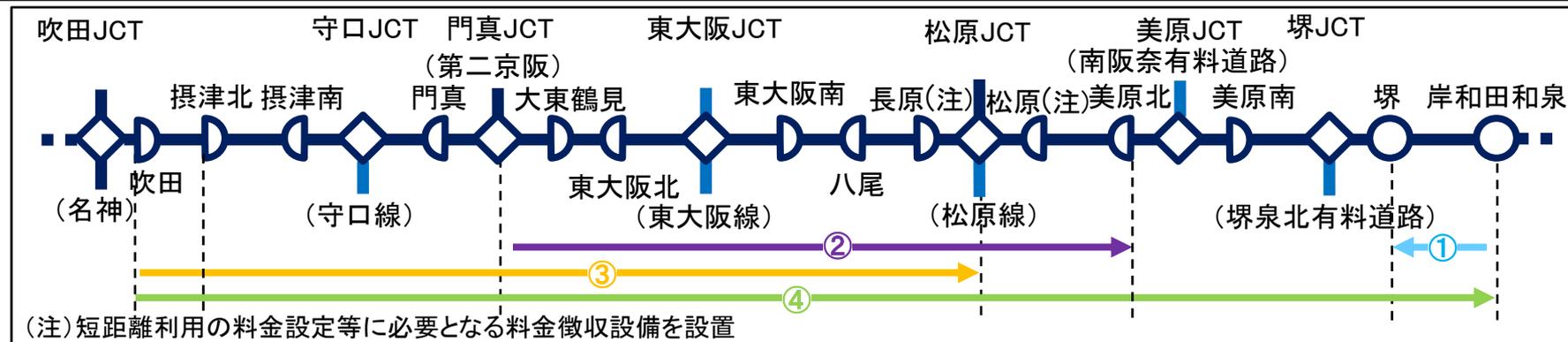
現行	対距離	新料金
820円	1,030円 (+210円)	820円 <820円>

※< >内は非ETC車の料金

※西名阪道特定区間利用割引は平成29年6月2日で終了する

近畿道・阪和道(長原～岸和田和泉)の料金について

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、対距離制に移行する。ただし、当面、激変緩和措置として道路ごとに上限料金(750円)及び下限料金(270円)を設定し、近畿道、阪和道を連続して利用する場合には上限料金(1,020円)を設定する。



① 岸和田和泉→堺(10.1km)

非ETC車は走行可能な距離に応じた料金を適用

現行	対距離	新料金
510円	480円 (▲30円)	480円 <480円>

② 門真JCT→美原北(18.9km)

非ETC車は近畿道(吹田～松原)、阪和道(長原～岸和田和泉)ごとの走行可能な距離に応じた料金を合算

現行	対距離	新料金
1,020円	920円(注) (▲100円)	920円 <980円>

(注) 門真JCT～松原JCTと松原JCT～美原北の対距離料金を合算

③ 吹田JCT→松原JCT(27.5km)

ETC車・非ETC車とも上限料金を適用

現行	対距離	新料金
510円	1,040円 (+530円)	750円 <750円>

④ 吹田JCT→岸和田和泉(51.0km)

ETC車は上限料金を適用
非ETC車は道路ごとに上限料金を適用

現行	対距離	新料金
1,020円	1,950円(注) (+930円)	1,020円 <1,500円>

(注) 吹田JCT～松原JCTと松原JCT～岸和田和泉の対距離料金を合算

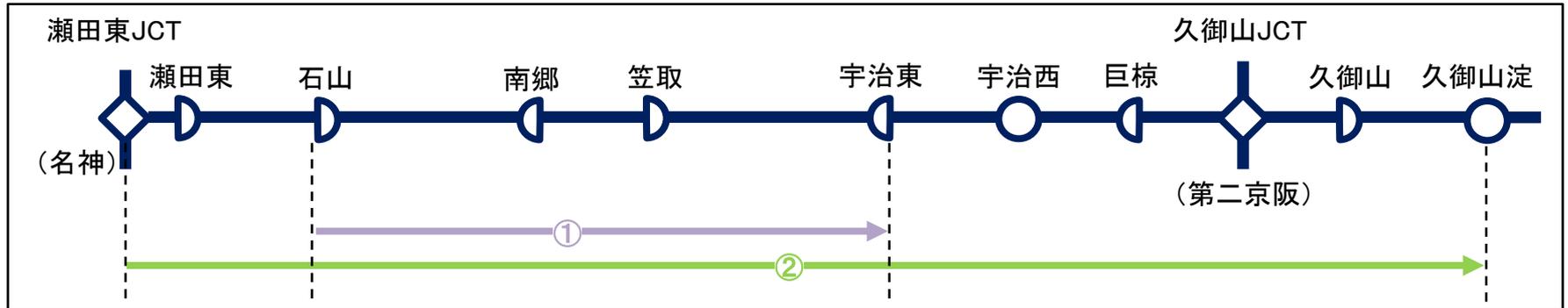
※< >内は非ETC車の料金

※近畿道乗継利用割引は平成29年6月2日で終了する

※阪和道連続利用割引は平成30年3月31日まで継続する(平成29年6月3日以降、対距離料金が現行の当該割引後料金より高い場合、これを上限とする)

京滋バイパスの料金について

- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とする。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金を上限とする。



① 石山→宇治東 (11.9km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金（現行料金）を適用

現行	対距離	新料金
460円	540円 (+80円)	460円 <460円>

② 瀬田東JCT→久御山淀 (23.9km)

現行	対距離	新料金
930円	920円 (▲10円)	920円 <920円>

近畿道・阪和道等の料金について

○現在4車種区分である近畿道、阪和道、西名阪道の車種区分及び車種間比率(普通車1.0)を5車種区分に整理・統一

【車種間比率】

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	0.8	1.0		1.5	3.5
見直し案	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注)近畿道および阪和道は、平成33年度までは、中型車1.07とする

【料金例(ETC車)】

○近畿道 吹田JCT～門真

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	410	510		770	1,180
見直し案	450	520	540	750	1,140

○阪和道 堺～岸和田和泉

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	410	510		770	1,180
見直し案	420	480	510	690	1,050

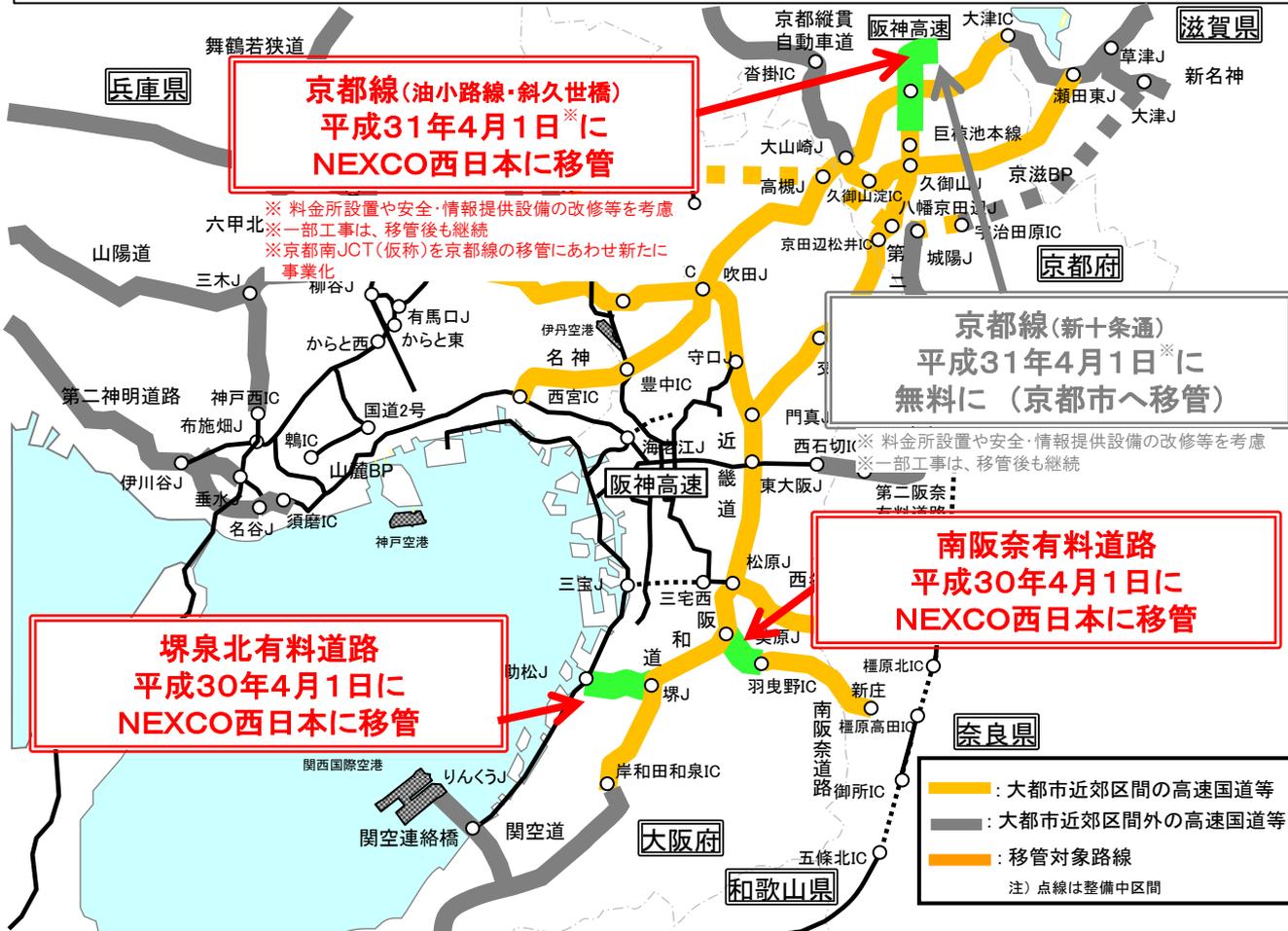
○西名阪道 藤井寺～柏原

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	310	410		570	930
見直し案	290	320	360	430	610

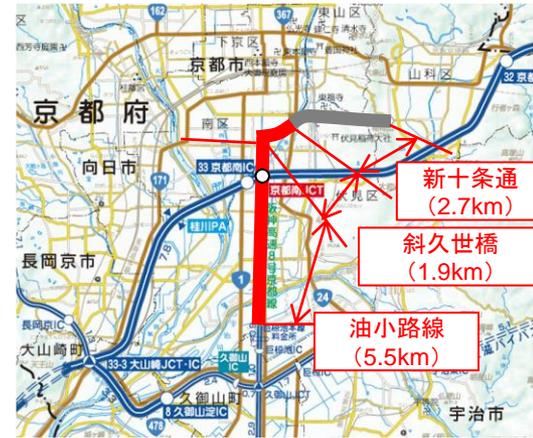
參考資料

(参考)近畿圏の高速道路ネットワークにおける管理主体の統一等

- 大阪府道路公社の南阪奈有料道路と堺泉北有料道路をNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路等との一元的管理に移行する。
- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋をNEXCO西日本が移管を受け、第二京阪道路や名神高速道路等との一元的管理に移行する。
- 阪神高速京都線の新十条通は京都市に移管して無料で利用できるようにする。



【京都線(油小路線・斜久世橋)】



【堺泉北有料道路・南阪奈有料道路】



(注) 南阪奈有料道路、堺泉北有料道路、京都線(油小路線・斜久世橋)及び南阪奈道路は全国路線網に編入する
(注) 事業中のIC・JCT名には仮称を含む

(参考)南阪奈有料道路・南阪奈道路の料金について

- 大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路はNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路との一元的管理に移行する。(南阪奈有料道路・南阪奈道路の新たな料金については、南阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて導入)
- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、南阪奈有料道路は均一料金制、南阪奈道路は区間料金制を廃止し、2道路を一体とした対距離制へ移行する。ただし、当面、激変緩和措置として現行料金(阪和道連続利用割引を考慮した三線割引後料金(注)を含む)を上限料金とする。

(注)それぞれの道路の三線割引後料金を合算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額



① 美原JCT→羽曳野 (4.6km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
210円	310円 (+100円)	210円 <210円>

② 羽曳野→葛城(10.3km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	490円 (+30円)	460円 <460円>

③ 美原JCT→葛城(14.9km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
670円	640円 (▲30円)	640円 <670円>

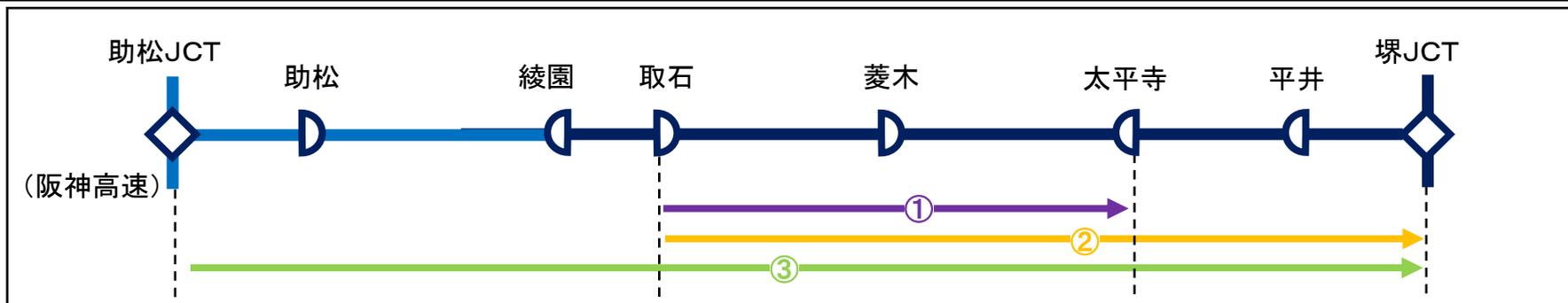
※< >内は非ETC車の料金

※南阪奈有料道路の回数券割引は新たな料金の導入時に終了する

※南阪奈道路の平日深夜割引、休日深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、休日昼間割引、三線割引は、南阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて終了

(参考)堺泉北有料道路の料金について

- 大阪府道路公社が管理する堺泉北有料道路はNEXCO西日本が移管を受け、阪和道や南阪奈道路との一元的管理に移行する。(堺泉北有料道路の新たな料金については、堺泉北有料道路のNEXCO西日本への移管に合わせて導入)
- 現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とする。ただし、当面、激変緩和措置として地域内の利用の場合は、現行料金に据え置く。なお、当該道路を通過する利用は150円(普通車)とする。



① 取石→太平寺 (3.3km)

ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
100円	270円 (+170円)	100円 <150円>

② 取石→堺JCT (3.8km)

ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
100円	280円 (+180円)	100円 <150円>

③ 助松JCT→堺JCT (4.7km(注))

ETC車・非ETC車とも上限料金を適用

現行	対距離	新料金
100円	310円 (+210円)	150円 <150円>

(注)無料区間(助松JCT～綾園)の距離は除く

※<>内は非ETC車の料金

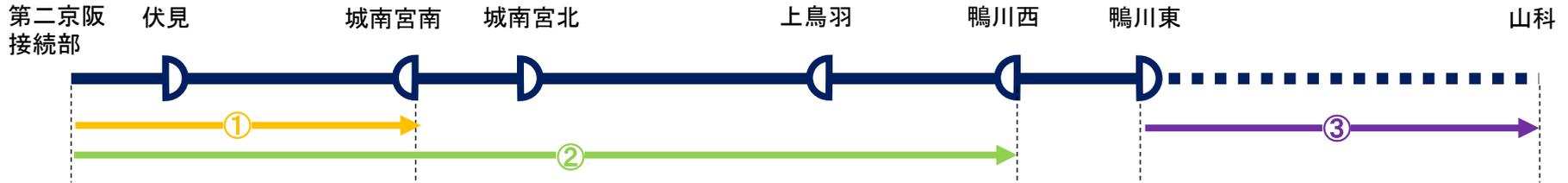
※他車種の料金は、普通車の料金をもとに車種間比率に応じて設定

※堺泉北有料道路の回数券割引は新たな料金の導入時に終了する

※通過利用とは、阪神高速湾岸線(助松JCT)から阪和道(堺JCT)を連続して利用する場合を指す

(参考)阪神高速京都線の料金について

- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋はNEXCO西日本が移管を受け、第二京阪道路や名神高速道路等との一元的管理に移行する。阪神高速の新十条通は京都市に移管して無料で利用できるようにする。(阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋については、NEXCO西日本への移管に合わせて新たな料金を導入)
- 阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋の料金水準については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とし、均一料金制から対距離料金制へ移行する。
- 利用1回あたりの固定額(ターミナルチャージ)を250円としたうえで、現行料金より値上げとならないよう据置く。
- 現行の2車種区分から、5車種区分に移行する。



① 第二京阪接続部→城南宮南 (3.4km)

非ETC車は上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	380円 (▲80円)	380円 <460円>

② 第二京阪接続部→鴨川西 (6.8km)

ETC車・非ETC車ともに上限料金(現行料金)を適用

現行	対距離	新料金
460円	490円 (+30円)	460円 <460円>

③ 鴨川東→山科 (2.7km)

現行	新料金
460円	無料

※< >内は非ETC車の料金

※新たな料金の導入までの阪神高速で実施する割引については、京都線時間帯割引* 等を含め現行割引を継続

* 利便増進事業による割引

(参考)南阪奈道路・堺泉北有料道路の料金について

○現在3車種区分である南阪奈道路・堺泉北有料道路の車種区分及び車種間比率(普通車1.0)を5車種区分に整理・統一

【車種間比率】

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	1.0			1.5	3.5
見直し案	0.8	1.0	1.2	1.65	2.75

(注)堺泉北有料道路は、平成33年度までは、中型車1.07、大型車1.55とする

【料金例(ETC車)】

○南阪奈道路 羽曳野～葛城

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	460			720	1,650
見直し案	420	490 (460)	560 (460)	700	1,070

※上限料金(括弧内の料金)を適用

○堺泉北有料道路 太平寺～菱木

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
現行	100			150	360
見直し案	190 (100)	190 (100)	200 (100)	210 (150)	250

※現行料金(括弧内の料金)に据え置く

現金でご利用のお客様へのキャンペーン
（「近畿圏ETCキャンペーン」）について

現金でご利用のお客様向けキャンペーンを実施



阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)の2社合同で

「近畿圏ETCキャンペーン(阪神高速・NEXCO西日本)」
(<http://kinkiken-etc2.hankou-serv.jp>)

を実施します

【キャンペーンメニュー】

ETC2.0車載器導入助成(四輪車・二輪車対象)

10,000円(税込) × 先着50,000台割引！！
(セットアップ料金や取付料金は割引の対象となりません)

期 間 : 平成29年4月27日(木)～平成29年7月31日(月)

要 件 : 次の3つの要件をすべて満たす方

- ・当キャンペーンで初めてETC2.0車載器を導入する方であること。
(申込時点でETCおよびETC2.0の車載器を搭載していない車両であること)
- ・近畿2府4県(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県)に所在する「近畿圏ETCキャンペーンETC2.0車載器導入助成取扱店」にて新規にETC2.0車載器を購入・セットアップ・取付けをすること。
- ・申込時にアンケートにご協力いただくこと。



平成29年6月3日(土)午前0時~

近畿圏の高速道路料金が変わります 対距離料金+5車種区分

新料金に変わる道路

近畿道・阪和道・西名阪道・第二京阪道路・京滋バイパス・阪神高速

(吹田IC ~ 松原JCT ~ 岸和田和泉IC)

近畿道では(普通車) (阪和道も同様となります)

走行距離に関係なく、
510円
均一料金

新料金

ETC車
ご利用距離に応じた料金となります。

下限 **270円**
~
上限 **750円**

(例) 摂津北IC⇒摂津南IC 270円
吹田IC⇒門真IC 520円
吹田IC⇒松原IC 750円

近畿道と阪和道を連続利用する ETC車 は、1,020円が上限となります。

新料金

非ETC車
原則**750円**となります。

原則 **750円**

(例) 摂津北IC⇒摂津南IC 750円
吹田IC⇒門真IC 750円
吹田IC⇒松原IC 750円

※非ETC車でご利用区間が判別できる場合は、ご利用距離に応じた料金となります。そのため、往路と復路で料金の差が生じる場合があります。
※近畿道と阪和道を連続利用する非ETC車は、原則1,500円となります。

- ・近畿道(吹田IC~松原IC)・阪和道(長原IC~岸和田和泉IC)はそれぞれ750円(普通車)が上限となります。
- ・西名阪道・第二京阪道路・京滋バイパスはこれまでの料金が上限となります。
- ・5車種区分となることから、近畿道・阪和道・西名阪道の中型車の料金は普通車より原則高くなります。
- ・第二京阪道路ネットワーク割引等は6月2日をもって終了します。これに伴い、一部の区間において料金が高くなる場合があります。

ETC車 は、ご利用距離に応じた料金体系へ。



NEXCO西日本対象道路

ETC料金所通過時にご案内する料金は最大額での表示となりますが、請求時に対距離料金を反映します。

新料金|の詳細な情報は
NEXCO西日本ホームページまで

NEXCO西日本

検索



NEXCO西日本お客さまセンター(年中無休・24時間)

0120-924863 (クルマでおでかけ24時間ハローさん)

※IP電話等一部の電話からはフリーダイヤルがご利用できない場合があります。その場合は、06-6876-9031(通話料有料)

みち、ひと...未来へ。



阪神高速|の新料金は
阪神高速ホームページまで

阪神高速

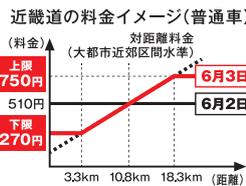
検索

対距離制を基本とした料金体系に整理・統一

〔NEXCO西日本対象道路〕 近畿道・阪和道(長原IC～岸和田和泉IC)・西名阪道・第二京阪道路・京滋バイパス



- 料金水準** 高速自動車国道の大都市近郊区間の水準に統一
- 車種区分** 5車種区分に統一 (近畿道・阪和道・西名阪道(4車種→5車種))
- 対距離料金**
 - ETC車** ご利用距離に応じた料金となります。
 - 非ETC車** 原則として、各道路ごとの最大料金となります。
ご利用区間が判別できる場合は、ご利用距離に応じた料金となります。



近畿道では(普通車) **[新料金]**

ETC車 下限**270円**～上限**750円**

区間	距離	6月2日まで	6月3日から
摂津北IC→摂津南IC	2.4km		270円
吹田IC→門真IC	11.2km	510円	520円
吹田IC→松原IC	28.4km		750円

阪和道では(普通車) **[新料金]**

ETC車 下限**270円**～上限**750円**

区間	距離	6月2日まで	6月3日から
長原IC→美原北IC	5.0km		320円
堺IC→岸和田和泉IC	10.1km	510円	480円
長原IC→岸和田和泉IC	24.4km		750円

非ETC車 (現金・クレジットカード) 原則**750円**

区間	6月2日まで	6月3日から
摂津北IC→摂津南IC	510円	750円
吹田IC→松原IC		750円

非ETC車 (現金・クレジットカード) 原則**750円**

区間	6月2日まで	6月3日から
堺IC→岸和田和泉IC	510円	750円
長原IC→岸和田和泉IC		750円

※近畿道と阪和道を連続利用する**ETC車**は、1,020円が上限となります。
 ※近畿道と阪和道を連続利用する**非ETC車**は、原則1,500円となります。
 ・西名阪道・第二京阪道路・京滋バイパスはこれまでの料金が上限となります。
 ・近畿道・阪和道・西名阪道の中型車の車種間料金比率は、普通車の1.0に対し1.2になりますが、激変緩和措置として、平成33年度までは、近畿道・阪和道については中型車を1.07とします。
 ・近畿道・阪和道・西名阪道の中型車は普通車より高い料金となります。
 ・第二京阪道路ネットワーク割引等は6月2日をもって終了します。これに伴い、一部の区間において料金が高くなる場合があります。

起終点を基本とした 継ぎ目のない料金の実現

ETC車 限定

大阪都心部発着の場合、右図のどのルートを選んでも 起点・終点間の最安料金と同一になります。(※1)(※2)



第二京阪道路(枚方学研IC)→阪神高速(大阪都心部対象出口) ※近畿道乗継利用割引後

経路(阪神高速)	6月2日までの料金	6月3日からの対距離料金	[新料金] 経路によらない 同一料金 1,610円
守口線(31.3km)	1,790円*	1,690円(▲100円)	
東大阪線(28.5km)	1,790円*	1,610円(▲180円)	
松原線(42.8km)	2,150円	2,060円(▲90円)	

南阪奈道路(太子IC)→阪神高速(大阪都心部対象出口) ※阪和道連続利用割引・三線割引後

経路(阪神高速)	6月2日までの料金*	6月3日からの対距離料金*	[新料金] 経路によらない 同一料金 1,318円
守口線(44.9km)	1,758円	1,978円(+220円)	
東大阪線(33.7km)	1,758円	1,698円(▲60円)	
松原線(26.8km)	1,358円	1,318円(▲40円)	



(※1) 流入・流出では料金異なります
 (※2) 第二京阪道路利用については、次のとおりになります
 (1) 通常の**ETC車**…第二京阪道路発着のみ対象とします
 (巨椋池本線料金所からの流入・流出は対象外です)。
 (2) **ETC20車**…(1)の対象出入口に加えて、第二京阪道路を通過する交通を対象とします
 (巨椋池本線料金所・阪神高速京都線からの流入・流出は対象外です)。
 新名神高速道路と第二京阪道路の接続後は、新名神高速道路からの流入・流出も対象とします。

【ご利用上の注意】
 ■ETC車の料金が適用されるのは、料金所等のアンテナでETC無線通信を行いご利用いただく場合となります。
 ■ETC車は料金所通過時にご案内する料金は最大額の表示となりますが、請求時に対距離料金を反映します。
 ■入口から出口までの間、同一のETCカードを車載器に挿入してください。料金所のほか、入口・出口等のアンテナで通信を行い、利用区間を判別しています。
 ■通信異常等によりETCの通行記録がない場合、当該道路の最大料金を請求する場合があります。請求金額にご不明な点がございましたら、お手数ですが、お客さまセンター(0120-924-863)へお申し出をお願いいたします。

各区間の個別料金等については、NEXCO西日本のホームページ等をご覧ください。

これからはお買い物など
短距離も、高速道路ね!



普通車の下限料金は510円から300円に。
短距離がおトクになるので、時間短縮できる行き先が広がります。



同じ料金になるルートを選べば、
渋滞回避もしやすいよ!



大阪と神戸の都心部発着なら同じ料金になるルートが!

渋滞しやすい箇所を避けるかしいルート選択が可能です。

お知らせ

出口通過時に
通行料金を案内します!



料金改定と同時に、通行料金の課金方式を改め、
現行の入口課金から出口課金へ変更します。

車載器からの料金案内は出口で行い、
入口では料金案内を行いません。



※案内の内容は、車載器メーカー・機種により異なります。
※ETCカードは入口から出口まで車載器に挿入した状態でご通行ください。

たとえば、料金はこのように変わります。

※下記はETCをご利用の普通車料金です。

区間	営業距離	現行の 対距離料金	新しい 対距離料金
魚崎浜～六甲アイランド北	0.8km	510円	300円
柳原～生田川	4.6km	510円	420円
長田～道頓堀	8.2km	610円	530円
大堀～なんば	12.1km	720円	660円
助松JCT・助松～三宝	10.7km	610円	610円
湾岸舞洲～深江浜	14.1km	720円	720円
守口～本町	11.0km	610円	620円
摩耶～尼崎西	16.6km	720円	800円
堺(R26)～塚本	19.9km	820円	900円
住吉浜～土佐堀	26.5km	930円	1,110円
松原JCT～月見山(第二神明)	56.4km	930円	1,300円

「料金割引制度」も、新しくなります。

○短距離区間利用割引 ETC

1区間かつ営業距離が4.3km以下は下限料金になります。
例)西宮IC～芦屋(2.9km)360円⇒300円(普通車)

○西大阪線端末区間割引 ETC 現金車

軽・二輪、普通車、中型車…210円 大型車、特大車…410円(全車対象)

※早朝夜間(0時～6時、22時～24時)にご利用の場合

軽・二輪、普通車、中型車…100円 大型車、特大車…210円(ETC車対象)

○環境ロードプライシング割引 ETC

5号湾岸線利用の特大車、大型車、中型車(ETCコーポレートカード事前登録の必要有)を対象に、従来同等の割引を実施します。

「対距離料金」のお問い合わせは、こちらまでどうぞ。

対距離料金
特設ダイヤル

0120-63-1484
IP電話:050-3786-5684
※期間中24時間(平成29年9月30日まで)

阪神高速
お客さま
センター

06-6576-1484
※平日/8:30～19:00、土日祝および年末年始/9:00～18:00

「対距離料金」の詳細な情報は
阪神高速ホームページまで

<http://www.hanshin-exp.co.jp/> 阪神高速 検索



阪神高速は新料金に

平成29年6月3日(土)午前0時～

近畿圏の高速道路料金が変わります
対距離料金+5車種区分

阪神高速の料金 ETC車



近畿圏の高速道路が、
ひとつの料金体系で
つながる。

もっとわかりやすく、使いやすく。
阪神高速は、
新しい対距離料金へ。



※現金車は一部端末方向を除き、最大料金になります。

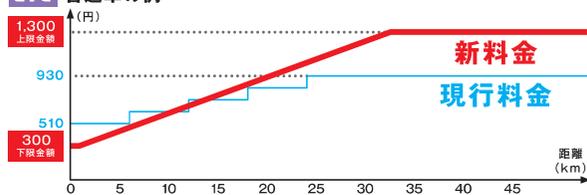
対距離料金 は、いままでよりもシンプルに、「わかりやすく」なる料金体系です。

近畿圏の高速道路料金が、平成29年6月3日より、整理・統一されます。阪神高速も、今までの対距離料金をもっと「わかりやすく」、お客さまにとってより「使いやすく」なる、新しい対距離料金に変わります。皆さまのご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

より公平で わかりやすく!

阪神高速の料金は「**高速自動車国道の大都市近郊区間の水準**」に統一されます。

ETC 普通車の例



- いままでは「6km毎に段階的に約100円増」。これからは「0.1km毎に10円単位で加算」。走った分だけのより公平な料金に。
- 下限料金は300円、上限料金は1,300円になります。

NEXCOと同じ わかりやすく!

阪神高速は、NEXCO西日本と同じ「**5車種区分**」の料金体系に変わります。

いままでは、2車種区分で、NEXCO西日本の路線と異なる料金体系でした。

これからは、NEXCO西日本と同じ**5車種区分**となり、走った距離で変わる、より公平な料金体系です。

ETC ETC車は、車種区分により、以下の料金に変わります。

現金車 現金車は、一部端末方向を除き、車種区分により、以下の料金に変わります。

車種区分	ETC 料金額(下限~上限)	現金車 料金額
軽・二輪	270円~1,070円	1,070円
普通車	300円~1,300円	1,300円
中型車	310円~1,380円	1,380円
大型車	390円~2,040円	2,040円
特大車	460円~2,600円	2,600円

※平成29年6月3日から平成34年3月31日までの料金額です。

大阪・神戸都心部発着なら同じ料金で わかりやすく!

ETC車限定

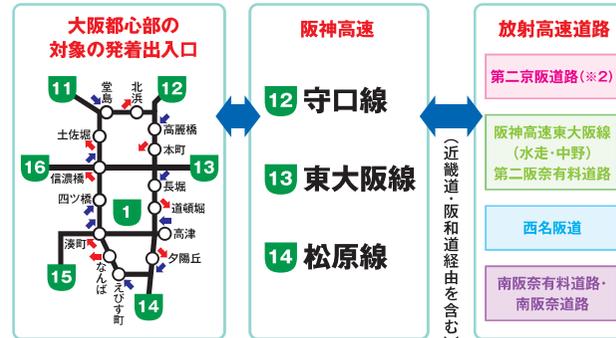
大阪都心部発着の場合、下図のどのルートを選んでも **起点・終点間の最安料金と同一になります。** (※1)(※2)



(※1) 流入・流出では料金が異なります

(※2) 第二京阪利用については、次のとおりになります

- (1) 通常のETC車... 第二京阪道路発着のみ対象とします (巨椋池本線料金所からの流入・流出は対象外です)。
- (2) ETC20車... (1)の対象出入口に加えて、第二京阪道路を通過する交通を対象とします (巨椋池本線料金所・阪神高速京道線からの流入・流出は対象外です)。新名神高速道路と第二京阪道路の接続後は、新名神高速道路からの流入・流出も対象とします。



神戸都心部発着の場合、同じ料金になるルートがあります。



明石方面と神戸都心部間では、図に明示したどのルートを選んでも **起点・終点間の最安料金(第二神明道路+阪神高速神戸線)と同一になります。**